

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	県立高校改革実施計画(I期)成果と課題について -----	1
II	「かながわランドデザイン評価報告書2019」について -----	6
III	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について -----	8
IV	令和元年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係る アンケート調査結果について -----	24
V	インクルーシブ教育の推進について -----	30
VI	令和元年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する 調査の結果について -----	34
VII	「神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会」 最終まとめ(報告)について -----	38

I 県立高校改革実施計画（I期）成果と課題について

1 「県立高校改革実施計画」について

「県立高校改革実施計画」（平成28年1月策定。以下「実施計画」という。）は、平成27年1月に策定した「県立高校改革基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、改革の実現に向けて、中長期（概ね15年間）を展望した県立高校改革に取り組む上での教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合にかかる具体的な計画として策定した。

この実施計画は、すべての県立高校を対象にし、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化、今後の公立中学校卒業生徒数の動向等に、柔軟に対応していけるよう、また、再編・統合の対象となる学校の生徒募集への影響に十分考慮して策定した。

2 「県立高校改革実施計画（I期）」について

実施計画の計画期間を12年間（平成28年度～令和9年度）とし、このうち最初の4年間（平成28年度～令和元年度）に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校等を明示し、平成28年1月に「県立高校改革実施計画（I期）」を策定した。

3 「県立高校改革実施計画（I期）成果と課題」について

(1) 趣旨

このたび、実施計画（I期）の計画期間が令和元年度に終了したため、実施計画（I期）における取組みの検証を行い、それぞれの施策展開における成果を確認するとともに、これまでの取組みでは十分な対応ができていない課題や社会状況の変化などから新たに対応が必要となる課題について整理した。

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響について

今年1月に国内での感染者が初めて確認された、新型コロナウイルス感染症については、今後、学校教育や社会の各方面に様々な影響をもたらすことが予測される。しかし、その影響の学校教育へ及ぼす範囲や規模などについて、明確にすることは現時点においては難しいと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症については、I期の計画期間がほぼ終

了する時点で発生した事象であることから、今回の検証にはその影響を考慮せず、今後の実施計画（Ⅱ期）の推進等の検討課題とした。

(3) 今後の予定

今回の検証結果も参考に、令和2年度からの実施計画（Ⅱ期）の推進、令和4年度に予定している実施計画（全体）の見直しや、実施計画（Ⅲ期）の策定を行っていくこととし、その際には、新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な影響を考慮し、検討していく。

(4) 実施計画（Ⅰ期）の施策展開

基本計画に示した3つの改革の柱、7つの重点目標のもと、実施計画（Ⅰ期）に掲げた具体的な施策を展開した。

ア 改革の柱1 質の高い教育の充実

○ 重点目標1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」

<具体的な取組み>

- ・教育課程の改善
- ・授業力向上の推進
- ・プログラミング教育の推進
- ・生徒の英語力向上の推進
- ・歴史・伝統文化教育の推進
- ・学習機会拡大の推進
- ・学習意欲の向上と確かな学力の育成

○ 重点目標2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」

<具体的な取組み>

- ・教育課程の改善[再掲]
- ・科学技術・理数教育の推進
- ・グローバル化に対応した先進的な教育の推進
- ・専門教育の推進
- ・国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

○ 重点目標3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」

<具体的な取組み>

- ・教育相談体制の充実
 - ・インクルーシブ教育の推進
- イ 改革の柱2 学校経営力の向上
- 重点目標4「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」
 - ＜具体的な取組み＞
 - ・自律的・組織的な学校経営の充実
 - ・県立高校への理解を深める情報提供の推進
 - ・教職員の実践的指導力向上の推進
 - 重点目標5「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」
 - ＜具体的な取組み＞
 - ・地域協働による学校運営の推進
 - 重点目標6「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます」
 - ＜具体的な取組み＞
 - ・県立高校の教育環境整備
- ウ 改革の柱3 再編・統合等の取組み
- 重点目標7「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます」
 - ＜具体的な取組み＞
 - ・学校規模の適正化の推進
 - ・課程・学科等の改善
 - ・県立高校の適正配置

(5) 実施計画（I期）の成果と課題

それぞれの施策の展開における成果と課題について、3つの改革の柱ごとに整理した。

ア 改革の柱1 質の高い教育の充実

(ア) 成果

高度情報化、グローバル化が進む現代社会に対応する教育を展開し、教育課程の改善や授業力の向上などに取り組んだ結果、「生徒による授業評価」等では、主体的に学びに向かう意識の向上が見られるなど、一定の成果を得ることができた。

また、共生社会づくりを進める中で、インクルーシブ教

育に係るパイロット校では、きめ細かな支援を行うことにより、生徒の進路実現を図るとともに、蓄積されたノウハウにより、県域全体への普及という次の段階に着実に進むことができた。

(イ) 課題

今後も生徒の実態を正確に把握することなどが求められるとともに、インクルーシブ教育の推進や中途退学経験者、外国につながるの生徒など、多様な生徒への支援の拡充などにも、引き続き対応していく必要がある。

今後、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、国が示す指針や高大接続改革の動向なども注視しつつ、取組みを進めていく必要がある。

イ 改革の柱2 学校経営力の向上

(ア) 成果

「新しい第三者評価システム」を実施するとともに、地域協働による学校運営の推進などに取り組み、全校でコミュニティ・スクールを導入した結果、地域との連携が進むなど学校経営の改善が進んだ。

また、ICT環境の整備や校舎等の耐震化・老朽化対策が推進されるなど、生徒が安全・安心に活動できる環境整備を行うことができた。

(イ) 課題

全校設置したコミュニティ・スクールのさらなる充実、学校運営協議会のもとに設置した部会の活性化のほか、教育環境に関わる課題として、校舎等の耐震化・老朽化対策やみんなのトイレの整備などにも、引き続き、着実に対応していく必要がある。

今後、各校が掲げる教育目標の実現に向け、学校評価を活用した教育活動の改善を図るとともに、ICT環境整備の推進等、時代に即した教育環境の整備などの取組みを進める必要がある。

ウ 改革の柱3 再編・統合等の取組み

(ア) 成果

普通科専門コースの改編、クリエイティブスクールの拡充、単位制普通科の教育課程の改善、専門学科の新設、総合学科の改編、再編・統合に伴う新校の設置などを進め

ることができた。

(イ) 課題

県産業教育審議会の報告を踏まえ、専門高校のあり方を検討するとともに、全日制進学率の動向を踏まえつつ、定時制志願者の傾向やニーズなどをもとに、定時制の適正な規模と配置についても、さらに検討を進め、取り組んでいく必要がある。

II 「かながわグランドデザイン 評価報告書2019」について

1 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2019」を作成する。

2 経過

- 令和元年11月開催の総合計画審議会にて「かながわグランドデザイン」の進行管理のあり方について審議
- 令和2年2月、「評価報告書2019」作成方針の策定
- 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、評価報告書の作成業務を見直し
- 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和2年6月書面開催）において、「評価報告書2019」として了承

3 内容

- 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、県の事業部局によりK P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	84
K P Iの進捗率が100%未満	48
令和2年5月末までに未把握	19
合計	151

- 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト1「未病」〉

新型コロナウイルス感染症対応で、外出自粛により活動が低下した高齢者の身体機能の回復が今後の課題になる。

〈プロジェクト7「観光」〉

各KPIは順調に進捗しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく冷え込むことが予想されるため、今後はその対策に取り組む必要がある。

〈プロジェクト10「治安」〉

KPI「地域住民と連携した地域安全活動等の実施回数」及び「サイバー犯罪の被害防止に向けた広報啓発活動」は、量もさることながら、活動内容の質を高める必要がある。

〈プロジェクト17「雇用」〉

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用状況の悪化が予想されるため、更なる就業支援の充実を図っていく必要がある。

〈プロジェクト18「地域活性化」〉

地域外から人を呼び込むため、地域外での広報的活動やイメージ向上戦略を展開する必要がある。

4 公表

- ・ 令和2年7月10日から評価報告書の内容を公表、翌11日から県民の意見を募集し、寄せられた意見等を計画推進の参考にする。
- ・ 評価報告書は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）

オ 4月10日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

2 再開に向けた動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。

- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
 - 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
 - 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。
- イ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。
- (ア) 県立学校については、6月1日から教育活動を再開する。
 - (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。
 - (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。
- ウ 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示したガイドライン（高等学校・中等教育学校）における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

(ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

(イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、ガイドライン(特別支援学校)に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫(一部)、近代美術館(一部)については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

イ 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

3 今後の対応

引き続き、国の動向把握に努めるとともに、県内罹患者の状況や県対策本部の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒の安全、安心の確保を第一に、ガイドラインに沿った取組を実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染拡大予防対策を講じ運営していく。

状況に応じて変更となる場合があります。
 市町村立学校については、各市町村の基本パターンを記載しています。
 各学校が実状を踏まえて設定しています。

<参考> 県立学校及び市町村立学校の段階的な教育活動再開スケジュール

(6月25日現在)

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
神奈川県	中等教育学校	当初の予定 ①6/1～6/5 ②6/8～6/20 ③6/22～6/27 ④6/29～7/4 ⑤7/6～8/29 ⑥8/31～ ※土曜は学校の判断	① 1日のみ登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 昼食なし ② 週に2回の登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 40分×3時間 昼食なし ③ 週に3回の登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 40分×3時間 昼食なし ④ 毎日登校 全学年 1教室40人 40分×3時間 昼食可 ⑤ 毎日登校 全学年 1教室40人 40分×6時間 昼食あり ⑥ 通常登校 全学年 1教室40人 50分×6時間 昼食あり	各校の実態に合わせて設定 (全校8月7日～16日の10日間は必ず夏季休業期間に含める)
	中等教育学校	前倒しの予定 ①6/1～6/5 ②6/8～6/20 ③6/22～6/27 ④6/29～7/4 ⑤7/6～7/11 ⑥7/13～ ※土曜は学校の判断	① 1日のみ登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 昼食なし ② 週に2回の登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 40分×3時間 昼食なし ③ 週に3回の登校 午前・午後 ^に 学年の半数ずつ 1教室20人程度 40分×3時間 昼食なし ④ 毎日登校 全学年 1教室40人 40分×3時間 昼食可 ⑤ 毎日登校 全学年 1教室40人 40分×6時間 昼食あり ⑥ 通常登校 全学年 1教室40人 50分×6時間 昼食あり	各校の実態に合わせて設定 (全校8月7日～16日の10日間は必ず夏季休業期間に含める)
	特別支援学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/19 ③6/22～7/3 ④7/6～7/31 ⑤8/24～8/28 ⑥8/31～	① 準備期間 学年や障がい部門ごとに週1回の登校 ② 分散登校Ⅰ 学部・部門、学年、通学形態別等に週1～2回の登校 (高等部3年は2回) ③ 分散登校Ⅱ 週2～3回の登校 (高等部3年は3回) 給食あり ④ 時差短縮Ⅰ 時差登校で全児童・生徒等が登校 ⑤ 時差短縮Ⅱ 夏季休業明けのため午前授業 全児童・生徒等が登校 ⑥ 通常登校 登下校時刻は通常通り 全児童・生徒等が登校 給食あり	8/1～8/25までの間において連続する23日以内で設定
※ 7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合				

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
横浜市	小学校	①6/1～6/14 ②6/15～6/30 ③7/1～	①分散登校による少人数での半日程度の短時間授業 ②給食なし、学級での半日程度の短時間授業 ③給食を開始し通常登校で授業開始	8/3～8/16 とする方向 で検討を 行っている。
	中学校	①6/1～6/14 ②6/15～6/30 ③7/1～	①分散登校による少人数での半日程度の短時間授業 ②昼食あり、学級での全日での授業開始 ③通常登校で授業開始	
	高等学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/30 ③7/1～	①時差登校・分散登校 20人／1教室 45分授業×3時間 ②時差登校 40人／1教室 昼食あり 45分授業×6時間 ③通常登校 50分×6時間（7時間）	8/3～8/16
	特別支援学校	6/1～ ・期間については各学校が 実状を踏まえて設定	・6月1日から週2～3日程度の分散登校、時差通学、短縮授業 等、学校規模や障害種により、それぞれ対応 ・給食の実施についてもそれぞれの実状を踏まえて順次開始 ・通常登校は、6月中旬以降各学校の実状を踏まえて、順次 開始	8/3～8/16 とする方向 で検討を 行っている。
川崎市	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 1教室20人以内 30分×1時間～30分×3時間 給食なし ②分散登校から通常登校への移行 ③通常登校 全学年 午後までの授業可 給食あり	8/1～8/16 (8/3～8/7 補習等、学 習補充奨励 期間)
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 1教室20人以内 30分×1時間～30分×4時間 給食なし ②分散登校から通常登校への移行 ③通常登校 全学年 午後までの授業可 給食あり	
	高等学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/30 ④7/1～	①分散登校 隔日登校～毎日登校 1教室20名まで 授業45分×2時間まで 昼なし ②分散登校又は時差登校<校長の判断による> ・分散登校は①に準じる 授業は午前中のみ ・時差登校の場合、9:45登校 16:15下校 授業45分×6時間まで ③時差登校 9:45登校 16:15下校 45分×6時間 ④通常登校 50分×6時間 部活再開 ※市立川崎高等学校普通科は6/12までオンライン授業のみ	8/1～8/16 又は 8/8～8/23 各学校が設 定
	特別支援学校	①②6/1～ 6/12 ③6/15～	①②毎日登校 全学年 通常及び時差登校、教室の分散 8:30～11:30 *中央支援学校小学部分教室の第1・第2段階では、 隔日登校を実施 ③上記に加え、給食開始 8:30～14:30 ※聾学校については、公共交通機関利用者が多いことから、 概ね市立高等学校に準ずる。	8/1～8/16 (高 等部で進路に 関わる場合、 8/3～8/7学習 補充奨励期間 とすることが ある。)

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
相模原市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日または隔日登校 全学年または学年別 1教室20人程度 30分×3時間～45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室40人 30分または45分授業 給食あり	小学校8/1～8/23 中学校・義務教育学校 後期課程 8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日または隔日登校 全学年または学年別 1教室20人程度 30分×3時間～45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室40人 30分～50分授業 給食あり	
横須賀市	小学校	①6/1～6/19 ②6/22～6/30 ③7/1～	①2日に1回登校 午前のみ 全学年 1教室20人程度 40分授業 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 40分×5時間 給食あり ③通常登校 給食あり	8/6～8/17
	中学校	①6/1～6/19 ②6/22～6/30 ③7/1～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室20人程度 45分授業 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×5時間 昼食あり ③通常登校 昼食あり	
	高等学校	①6/1～6/19 ②6/22～6/30 ③7/1～	①年次別分散登校 2年次以上は午前、1年次は午後 40分授業×3時間 ②時差短縮 ③通常登校	
	特別支援学校	①6/1～6/19 ②6/22～6/30 ③7/1～	①午前中のみ授業 ②毎日登校 全学年 給食あり 児童生徒及び学校の実状に合わせて、短縮授業を実施 ③通常登校	
鎌倉市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～6/26 ④6/29～7/10 ⑤7/13～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 2時間 給食なし ②毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 3時間 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 3時間 給食なし ④毎日登校 全学年 全員 4～5時間 給食あり ⑤通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/26 ②6/29～7/10 ③7/13～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 5～6時間 給食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
藤沢市	小学校	①6/1 ②6/2 ③6/3～6/12 ④6/15～6/26 ⑤6/29～	①2日に1回登校 2、4、6年生 1教室半数程度 ガイダンス 給食なし ②2日に1回登校 1、3、5年生 1教室半数程度 ガイダンス 給食なし ③2日に1回登校 全学年 1教室半数程度 30分×2時間 給食なし ④毎日登校 全学年 全員 午前中のみ授業 45分×3～4時間 給食あり (小2～6は6/17～、小1は6/19～) ⑤通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/23 ※小6、中3 のみ8/8～ 8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～6/26 ④6/29～7/3 ⑤7/6～	①3日に1回登校 全学年 1教室3分の1程度 40分×2時間 給食なし ②2日に1回登校 全学年 1教室半数程度 40分×3時間 給食なし ③毎日登校 午前のみ 全学年 全員 40分×4時間 給食なし ④毎日登校 全学年 全員 40分×6時間 給食あり ⑤通常登校 全学年 全員 給食あり	
	特別支援学校	①6/1～6/26 ②6/29～	①学年ごとに隔週で登校し、登校している週も学年内で隔日で登校 全学年 2グループ 6/15～給食あり ②通常登校 全学年 給食あり	
茅ヶ崎市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～6/26 ④6/29～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 40分×3時間 給食なし ②毎日登校 小2～6年生 全員 45分×5～6時間 給食あり (小1は午前中のみ 45分×3時間) ③毎日登校 全学年 全員 小1…45分×4時間 給食あり (小1も含む) ④通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/16
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 45分×3時間 昼食なし ②通常登校 全学年 全員 昼食あり	
逗子市	小学校	①6/1～6/9 ②6/10 ③6/11～6/12 ④6/15～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 45分×2時間 給食なし ②全学年 全員 45分×2時間 給食なし ③毎日登校 全員 全学年 45分×4時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/16
	中学校	①6/1～6/9 ②6/10 ③6/11～6/12 ④6/15～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 30分×4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 50分×3時間 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 50分×4時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
三浦市	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～8/7 ④8/24～	①小1～5は週に2日、小6は週に3日 1教室半数程度～全員 40分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 40分×4時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 40分×4～6時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～8/7 ④8/24～	①中1～2は週に2日、中3は週に3日 1教室半数程度～全員 45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×4時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 45分×5～6時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	
葉山町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×3時間 給食なし ③通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/16 ※小1、2は 8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 50分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×4時間 給食なし ③通常登校 全学年 全員 給食あり	
寒川町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～6/26 ④6/29～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 40分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×3時間 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 45分×5時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～6/26 ④6/29～	①毎日登校 午前か午後に登校 全学年 1教室半数程度 45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 50分×3時間 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 50分×5時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員 給食あり	
厚木市	小学校	①6/1～6/22 ②6/23～6/30 ③7/1～	①2日に1回登校 全学年学級を半数程度（20人程度）に分けたグループごと 短縮授業半日日程 給食なし ②毎日、全学年、学級全員による登校を、段階的に実施 給食も日程に合わせて段階的に再開 ③通常登校の予定	8/6～8/18
	中学校			

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
大和市	小学校	①6/1～6/8 ②6/9～6/19 ③6/22～6/30 ④7/1～	①3日に1回登校 全学年1クラスを地域ごとに3つに分け 集団登校 1教室10人程度 短縮授業 給食なし ②3日に1回登校 (1～4年生) 3日に2回登校 (5・6 年生) 全学年1クラスを地域ごとに3つに分け集団登校 1教室10人程度 短縮授業 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 給食なし ④毎日登校 全学年 全員 給食あり	8/7～8/18
	中学校	①6/1～6/4 ②6/5～6/19 ③6/22～6/30 ④7/1～	①2日に1回登校 全学年 1教室半数程度 短縮授業 給食なし ②午前か午後に登校 全学年 1クラス半数程度 給食なし ③毎日登校 全学年 全員 給食なし ④毎日登校 全学年 全員 給食あり	
海老名市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①2日に1回登校 全学年 1教室半数程度 学校・学年ごと 9日から給食あり ②毎日登校 全学年 全員 学校・学年ごと 給食あり	8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①2日に1回登校 全学年 1教室半数程度 学校・学年ごと 昼食なし ②毎日登校 全学年 全員 学校・学年ごと 昼食あり	
座間市	小学校	①6/1～6/8 ②6/9～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～	①2日に1回登校 午前のみ 地区を2分割 およそ半数 40分×3時間 給食なし ②2日に1回登校 午前のみ 地区を2分割 およそ半数 40分×4時間 給食なし ③毎日登校 午前のみ 全学年 全員 40分×4時間 簡易給食あり ④通常登校 全学年 全員 45分×5、6時間 給食あり	8/8～8/26
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校 午前・午後 クラスを2分割 1教室半分程度 30分×5時間 45分×3時間等 給食なし ②通常登校 全学年 全員 40分×7時間 50分×6時間等 給食あり	
綾瀬市	小学校	①6/1～6/8 ②6/9～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 1学級 午前か午後に登校 45分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 午前中45分×4時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 45分×5、6時間 給食あり	8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/8 ②6/9～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 1学級 午前か午後に登校 50分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 午前授業 50分×4時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 50分×5、6時間 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
愛川町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～7/31	①毎日登校 全学年 1教室20名程度 40分×3～5時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室40名程度 40分×6時間 給食あり	8/3～8/19
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～7/31	①毎日登校 全学年 1教室20名程度 40～50分×3～4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室40名程度 40～45分×6～7時間 給食あり	
清川村	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 全員 40分×4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 40分×5時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 40分×6時間 給食あり	8/6～8/19
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～	①毎日登校 全学年 全員 45分×4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 45分×7時間 給食あり ③毎日登校 全学年 全員 45分×7時間 諸活動再開 給食あり	
平塚市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①2日に1回の登校・午前中 全学年 学級(学年)を2グループに分ける・クラス半数程度 30分×4時間 給食なし ②2日に1回の登校 全学年 学級(学年)を2グループに分ける・クラス半数程度 45分×5時間 2～6年は6/15から、1年は6/23から給食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	8/8～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①2日に1回の登校・午前中 全学年 学級(学年)を2グループに分ける・クラス半数 45分×4時間 昼食なし ②2日に1回の登校 全学年 学級(学年)を2グループに分ける・クラス半数 50分×6時間 昼食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	
秦野市	小学校	①6/1～6/10 ②6/11～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～	①2日に1回の登校 午前中 全学年・クラス半数 時間は学校による 給食なし ②毎日登校 午前中 全学年 全員登校 時間は学校による 給食なし ③毎日登校 午前中 全学年 全員登校 45分×4時間 給食あり ④通常登校 全学年 全員登校 給食あり	8/1～8/28
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①2日に1回の登校 午前または午後 全学年・クラス半数 時間は学校による 昼食なし ②-1 毎日登校 全学年 全員 登校50分×5・6時間 徐々に午後の日課を再開 昼食あり ②-2 通常登校 全学年 全員 昼食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
伊勢原市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/17 ③6/18～	①2日に1回の登校 午前中 全学年（地区別2グループ・クラス半数） 各学校で設定 給食なし ②毎日登校・午前中のみ・半日 全学年 全員 各学校で設定 短縮授業 6/16・17給食あり（飲み物、デザートのみ） ③通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/21
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/19 ③6/22～	①毎日登校 午前または午後の半日 全学年 指定の2グループ・クラス半数 各学校で設定 昼食なし ②一斉登校 午前中・半日 全学年・全員 短縮授業 昼食なし ③通常登校 全学年 全員 昼食あり	
大磯町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①2日に1回の登校 全学年 1教室20人程度 40分×4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室40人 45分×4時間 給食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/17
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①2日に1回の登校 全学年 1教室20人程度 30分×4時間 昼食なし ②毎日登校 全学年 1教室40人 30分×5時間 昼食なし ③通常登校 全学年 全員 昼食あり	
二宮町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①2日に1回登校 全学年半分に分ける 1教室20人程度 45分×3時間 給食なし ②2日に1回登校 全学年半分に分ける 1教室20人程度 45分×5時間 給食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/17
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～6/26 ③6/29～	①毎日登校 全学年半分に分ける 1教室20人程度 25分×5時間 給食なし ②-1 毎日登校 全学年半分に分ける 1教室20人程度 25分×6時間 給食あり ②-2 生徒は2日に1回登校 全学年半分に分ける 1教室20人程度 50分×6時間 給食あり ③通常登校 全学年 全員 給食あり	
南足柄市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①2日に1回登校 全学年（分散登校） 1教室半数程度 時間は各校で対応 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 時間は各校で対応 給食あり	8/5～8/18
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校（1・2年生は2日に1回登校） 全学年（分散登校：午前・午後） 1教室半数程度 時間は各校で対応 給食なし ②毎日登校 全学年 全員 時間は各校で対応 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
中井町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校 全学年登校 1教室30名程度 午前中の短縮日課 40分×3時間 給食なし ②通常登校 全学年登校 全員 45分×5時間 給食あり	8/3～8/16
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①午前と午後とで毎日登校 全学年 1教室20名程度 40分×3時間 給食なし ②通常登校 全学年 全員 45分×5時間(6時間) 給食あり	
大井町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校や2日に1回の登校 全学年 1教室20人程度 40分×4時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室20人程度の学校と全員の学校あり 40分×4時間 45分×5時間 給食あり	8/3～8/16
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～	①午前と午後の分散で毎日登校 全学年 1クラスの人数を半分 45分×3時間 給食なし ②午前と午後の分散で毎日登校 全学年 1クラスの人数を半分 45分×3時間 給食あり ③クラス全員 全学年 45分×5時間 45分×6時間 給食あり	
松田町	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～	①毎日登校 全学年 1教室35人程度 40分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室35人程度 40分×5時間 給食あり	8/1～8/16
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～	①毎日登校 全学年 1教室30人程度 40分×3時間 給食なし ②毎日登校 全学年 1教室30人程度 40分×6時間 給食あり	
山北町	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/19	①2日に1回の登校 全学年 1教室20人弱 45分×3時間 給食なし ②2日に1回の登校 全学年 1教室20人弱 9日より1～3年生は45分×4時間 4～6年生は45分×5時間 9日より給食開始 ③毎日登校 全学年 全員 45分 時間数は学年に応じて 給食あり	8/1～8/16
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/19	①毎日登校(午前と午後で分散) 全学年 1教室20人弱 45分×3時間 給食なし ②毎日登校(午前と午後で分散) 全学年 1教室20人弱 45分×3時間 9日～給食あり ③毎日登校 全学年 全員 45分×5または6時間 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
開成町	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①2日に1回登校 全学年 1教室20名以下 45分×3時間 6/11～給食あり ②毎日登校 全学年 全員 45分×4～5時間 給食あり	8/1～8/16
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校（午前と午後で分散）全学年 1教室20人以下 40分×4時間 6/11～給食あり ②毎日登校 全学年 全員 40分×6時間 給食あり	
小田原市	小学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校（午前か午後で分散） 全学年 1教室20人程度 40分×3時間、30分×4時間 給食なし ②通常登校 全学年 全員 給食あり	8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/12 ②6/15～	①毎日登校（午前か午後で分散） 全学年 1教室20人程度 40分×3時間、30分×4時間 給食なし ②通常登校 全学年 全員 給食あり	
箱根町	小学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～6/26	①週1回の登校（午前）全学年 1教室20～30名程度（全員） 40分×4時間 給食なし ②週2回の登校（午前）全学年 1教室20～30名程度（全員） 40分×4時間 給食なし ③週3回の登校 全学年 1教室20～30名程度（全員） 40分×5～6時間 給食あり ④毎日登校 全学年 1教室20～30名程度（全員） 40分×5～6時間 給食あり	8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～6/26	①週1回の登校（午前） 全学年（学区の小学校へ分散し登校する） 1教室10～20名程度 50分×3時間 給食なし ②週2回の登校（午前） 全学年（学区の小学校へ分散し登校する） 1教室10～20名程度 50分×3時間 給食なし ③週3回の登校 全学年 1教室20～30名程度（全員） 50分×5～6時間 給食あり ④毎日登校 全学年 1教室20～30名程度（全員） 50分×5～6時間 給食あり	

自治体	校種	期間	状況	夏季休業
真鶴町	小学校	①6/1～6/3 ②6/4～6/5 ③6/8～6/12 ④6/15～6/19 ⑤6/22～6/26	① 3日に1回の登校 2学年ずつ 全員 40分×2時間 給食なし ② 2日に1回の登校 3学年ずつ 全員 40分×2時間 給食なし ③ 5日のうち3日登校 3学年～4学年の登校全員 40分×3時間 給食なし ④ 毎日登校 全学年 全員 45分×4時間 給食なし ⑤ 毎日登校 全学年 全員 45分×6時間 給食あり	8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/18 ④6/22～6/26 ⑤6/29～	① 5日のうち2回の登校 1～2学年ずつ 全員 40分×2時間 弁当なし ② 1・2年生徒は5日のうち2回の登校 3年生徒は毎日登校 全員 45分×3時間 弁当なし ③ 1・2年生徒は5日のうち3回の登校 3年生徒は毎日登校 全員 45分×4時間 (午後、一部生徒に教育相談) 弁当あり ④ 毎日登校 全学年 全員 45分×5時間 弁当あり ⑤ 毎日登校 全学年 全員 45分×6時間 弁当あり	
湯河原町	小学校	①6/1～6/10 ②6/11～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～6/26 ⑤6/29～	① 分散登校 クラスを2グループに分け、2日に1回、交互に登校 全学年 1教室20名以内 (1教室半数程度) 40分×2時間 (クラスごとにガイダンス) 給食なし ② 分散登校 クラスを2グループに分け、2日に1回、交互に登校 全学年 1教室20名以内 (1教室半数程度) 40分×4時間 給食なし ③ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 40分×4時間 給食なし ④ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 40分×4時間 給食あり ⑤ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 40分×4時間、高学年は40分×5～6時間 給食あり	8/1～8/23
	中学校	①6/1～6/5 ②6/8～6/12 ③6/15～6/19 ④6/22～6/26 ⑤6/29～	① 分散登校 (毎日登校) クラスを2グループに分け、午前、午後に分かれて登校 全学年 1教室20名以内 (1教室半数程度) 45分×2時間 (初日はクラスごとにガイダンス、授業後、順番に全生徒の教育相談を実施) 昼食なし ② 分散登校 (毎日登校) クラスを2グループに分け、午前、午後に分かれて登校 全学年 1教室20名以内 (1教室半数程度) 45分×3時間 昼食なし ③ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 45分×4時間 昼食なし ④ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 40分×5時間 昼食あり ⑤ 毎日登校 全学年 1教室39名以内 (全員) 45分×6時間 昼食あり	

IV 令和元年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。

イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象

県立高等学校(全課程)142校、県立中等教育学校(後期課程)2校、県立特別支援学校(高等部)28校の全ての生徒及び教職員(外部指導者を含む)

(生徒:約 128,600 人、教職員:約 16,100 人)

(3) 調査内容

ア 生徒への調査

自身又は他の生徒が受けたセクハラ

イ 教職員への調査

自身又は他の教職員による生徒に対するセクハラ

(4) 調査方法

ア 生徒への調査

全生徒に対し、学校を通じて啓発資料とともに、アンケート用紙及び回答用紙を配付。生徒は自宅等で回答用紙に記入し、郵送受付期間に県教育委員会に郵送する。

イ 教職員への調査

調査用紙に記名のうえ、自身及び他の教職員のセクハラの言動について有無を回答し、有の場合は具体的内容を記載して校長又は校長が指定した者に提出する。

(5) 調査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで（教職員については令和2年1月調査時点まで）

2 調査の結果

(1) 生徒への調査

ア 回答状況

被害を受けたという回答数 39通
(内訳：男子5通 女子23通 不明11通)

イ 被害状況（複数回答）

被害を受けたと回答した39人のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答は31人、「他の生徒が被害を受けた」との回答は12人であった。

回答内容（複数回答）	人数
自分自身が被害を受けた	31人
他の生徒が被害を受けた	12人

* 上記のどちらにも記載がない回答は、「自分自身が被害を受けた」に含めている。

* 上記のうち両方に回答したのは4人

ウ 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラ
の行為者（複数回答）

セクハラ の行為者（複数回答）	件数
先生	21件
生徒	10件
部活動の指導者（顧問の先生以外）	1件
その他	4件
計	延べ36件

エ 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容（複数回答）

被害の内容（複数回答）	件数
必要もないのに体に触られた	15 件
性的なからかいや冗談などを言われた	11 件
「女（男）にはまかせられない」「男（女）らしくない」など性別により決めつけられた	4 件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	4 件
性的な関係を求められた	1 件
その他	14 件
計	延べ 49 件

オ 自分自身が被害を受けてどうしたかという回答（複数回答）

回答内容（複数回答）	件数
友だち、家族など身近な人に相談した	16 件
学校の先生や相談窓口などに相談した	15 件
態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた	12 件
何もしなかった	5 件
その他	4 件
計	延べ 52 件

カ 学校が特定される回答

被害を受けたという回答 39 通については、当該校の校長にアンケートの回答内容を県教育委員会から連絡した。

事実確認が必要な回答については、学校長が調査をし、校内の行為者が判明した場合は直接指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

(2) 教職員への調査

ア 報告状況

セクハラと言動についての報告事案数 5 校 8 件
（校種内訳：高等学校 5 校）

イ 事案状況

報告事案のうち、「他教職員からの目撃情報等」によるものが5件、「本人の申告」によるものが3件であった。

報告内容（複数回答）	件数
他教職員からの目撃情報等	5件
本人の申告	3件

ウ セクハラと言動の内容

セクハラと言動の内容	件数
必要もないのに体に触れた	3件
性的なからかいや冗談などを言った	2件
その他	3件
計	8件

エ 学校の対応

報告を受けた8件すべてについて、学校長が調査をし、教職員に対する注意、指導などの措置を講じた。

3 結果の総括

(1) 生徒への調査

ア 被害の回答

- ・ 被害を受けたという回答は、昨年度の55通に対し、39通と減少した。
- ・ 教職員から被害を受けたとする回答の内容は、例年同様「必要もないのに体に触られた」「性的なからかいや冗談などを言われた」が多かった。

イ 被害への対応

- ・ 被害を受けた生徒の対応については、「友だち、家族など身近な人に相談した」が16件と最も多いが、次いで多い「学校の先生や相談窓口などに相談した」が15件と昨年度より増加している。
- ・ 「何もしなかった」という回答は5件と、昨年度の半数以下となった。

(2) 教職員への調査

「必要もないのに体に触れた」3件、「性的なからかいや冗談などを言った」2件、「その他」は、男子生徒の身体計測に係ること等が2件であった。

(3) 調査全体を通して

- ・ 教職員にセクハラのはずみはなくても、生徒がセクハラと受けとめる場合があることから、今後もアンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかを具体的に示し、注意を促す必要がある。
- ・ 授業中に注意を促すための身体接触、技術指導や安全確保のために必要な身体接触等を生徒がセクハラと受け止める場合があり、不用意な身体接触はしないとともに、指導を要する場合は言葉で丁寧な説明をするなど、引き続き対応について注意を促す必要がある。
- ・ 男子生徒が男子生徒に身体に触られたことについて、セクハラを受けたとして回答するなど、セクハラは、性別に関わらないことへの理解が進んだこともうかがえ、今後も性的マイノリティにかかる啓発活動を含め人権教育を進めていく。

4 今後の対応等

(1) 生徒向け

セクハラ防止の啓発と校内人権相談窓口等の周知を進める。

- ・ 4月に啓発資料を全県立学校生徒に配付した。
- ・ 6月にセクハラ相談窓口を含む相談窓口一覧ポスターを各校に配付し、各校において校内人権相談窓口の周知を要請した。
- ・ 9月にセクハラ防止啓発ポスター及び相談窓口携帯カードを各校に配付する。
- ・ 12月以降、令和2年度セクハラ調査を実施する。

(2) 教職員向け

啓発資料を提供し、研修で活用する。

- ・ 今回のアンケート結果を掲載した教職員向け啓発資料を作成し、各県立学校へ提供し研修会等での活用を要請する。

※ 調査結果の詳細(教職員の調査結果を除く)は、参考資料のとおり。

V インクルーシブ教育の推進について

1 インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、次のことに取り組んだ。

(1) 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

(2) 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

(3) 平成30年10月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、新たに11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

*パイロット校

2 インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組

(1) 入学者選抜

ア 平成29年度及び平成30年度

- ・ 「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。
- ・ 知的障がいのある生徒を各パイロット校で1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。
- ・ 中学校への進路相談支援の取組みとして、「中学校・高等学校進路相談連絡部会」や「インクルーシブ教育実践推進校説明会」を開催した。

イ 令和元年度

- ・ 茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。
- ・ 足柄高校では、地域の市町教育委員会の意向も踏まえ、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした「足柄高校特別募集」を実施した。
- ・ 連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が足柄高校に入学した。（3校合計53名）

ウ 令和2年度

令和2年4月入学者については、神奈川県全域の中学校の生徒を対象に、パイロット校を含めた14校において「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を実施。各校21名募集し、14校合わせて190名が入学した。

(2) 中高連携事業

インクルーシブ教育実践推進校では、志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、中学校と連携し、学校説明会、授業見学会、学校行事見学会を実施した。

3 インクルーシブ教育実践推進校における校内体制の整備等

(1) 校内体制の整備

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導、キャリア教育等が可能となるよう平成28年度から令和元年度まで14校で延べ101名の教員を配置した。

- ・ インクルーシブ教育推進担当教員

校内の支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進する。

- ・進路担当教員
生徒の円滑な社会接続に向けた指導を行う。
- ・教科指導担当教員
複数の教員による指導、少人数指導及び個別指導を行う。

(2) 施設・設備の整備

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する丁寧な支援に取り組んだ。

4 パイロット校の成果と課題

(1) 成果

ア 校内体制

推進担当教員や推進するグループが中心になって、学校全体でチームとして支援する体制を整え、知的障がいのある生徒が円滑に高校生活を送り、すべての生徒が共に学べる環境が構築された。

イ キャリア教育

知的障がいのある生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月に卒業した1期生29人の進路状況は、進学（大学、専門学校）、職業訓練機関、就職等、幅広い進路選択に結びついた。

ウ 授業改善

授業のユニバーサルデザイン化やティーム・ティーチングなど、学習指導・支援体制を工夫することで、すべての生徒にとってわかりやすい授業が展開され、授業改善が図られた。

エ 相互理解を深める教育活動

すべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動に、毎年、各学校で取り組み、インクルーシブな学校づくりについて考え活動した。

オ 学校支援体制

総合教育センターや地域の特別支援学校と連携して、教職員研修、生徒へのアセスメント※を実施したことにより、教職員の生徒理解が進み、指導・支援に役立てることができた。

※ 「アセスメント」とは、障がいのある生徒の障がいや行動の特性等を把握するために諸検査を実施し、その結果や教育課題等を含めての総合的な評価を行うこと。

(2) 課題

進路指導上の課題として、パイロット校の取組みが、1期生の卒業後の幅広い進路選択につながった実績を踏まえると、新たに指定した11校を含むインクルーシブ教育実践推進校14校において、早い段階からの進路希望の把握と進路支援を行うとともに、上級学校や産業現場における見学先や実習先を確保することが必要である。

5 今後の取組み

(1) 校内体制の整備

インクルーシブ教育の推進のため、インクルーシブ教育実践推進校各校に、必要な教職員を配置する。

(2) 施設・設備の整備

新たに指定したインクルーシブ教育実践推進校11校において、知的障がいのある生徒が、できるだけ同じ教室で授業を受けつつ、生徒の必要性に応じて学習を行えるように、リソースルーム等の施設や物品を整備する。

(3) パイロット校の取組成果の普及

令和2年度から新たに指定した11校を含む計14校のインクルーシブ教育実践推進校が、参加する連絡協議会などを通じて、課題を共有協議し、パイロット校での成果を生かしたインクルーシブ教育の実践に取り組む。

VI 令和元年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

1 県立学校における体罰調査の概要

(1) 調査の目的

ア 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。

イ 各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

(2) 調査対象

県立高等学校 142 校、県立中等教育学校 2 校、県立特別支援学校 28 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）

（児童・生徒：約 131,700 人、教職員等：約 16,100 人）

(3) 調査内容

令和元年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査方法

ア 児童・生徒は各学校で配付された調査用紙を自宅等に持ち帰り、保護者の記載と併せて、郵送受付期間に県教育委員会に郵送する。

イ 教職員等は、調査用紙により自身及び他の教職員等による体罰行為について校長に提出する。

(5) 調査対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

2 市町村立学校における体罰調査の概要

(1) 市町村における体罰調査

政令 3 市を除く 30 市町村で県の実施要項を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行った。

(2) 調査対象

小学校 329 校、中学校 175 校、高等学校 1 校、特別支援学校 3 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等
(児童・生徒：約 235,800 人、教職員等：約 17,500 人)

(3) 調査内容

令和元年度の学校生活全般における教職員等による体罰

(4) 調査対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

3 令和元年度に神奈川県内で把握されている体罰事案の状況

(1) 体罰の発生状況

令和元年度に発生した体罰事案は、本調査によって把握された案件のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している案件を加え、次のとおり。

- a 令和元年度・体罰発生件数：9件
(県立学校：5件+市町村立学校：4件)
- b そのうち、本調査で把握した件数：5件
(県立学校：5件+市町村立学校：0件)

ア 県立学校

設置・校種 場面	R元年度				参考	
	高等学校	中等教育	特別支援	合計	H30年度	H29年度
授業中	4 (4)	0	0	4 (4)	5 (2)	5 (1)
部活動中	0	0	0	0	2 (1)	4 (1)
特別活動中 (部活動以外)	1 (1)	0	0	1 (1)	0	2 (1)
その他 (昼休み・放課後等)	0	0	0	0	2	3
合計	5 (5)	0	0	5 (5)	9 (3)	14(3)

※ 1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※ 2 過年度分は合計値

イ 市町村立学校

設置・校種 場面	R 元年度				参考	
	小学校	中学校	高等学校 特別支援	合計	H30 年度	H29 年度
授業中	1	1	0	2	5 (1)	1
部活動中	0	0	0	0	0	1 (1)
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	3 (1)	0
その他 (昼休み・放課後等)	0	2	0	2	7	2
合計	1	3	0	4	15 (2)	4 (1)

ウ 総合計

R元 年度	H30 年度	H29 年度
6 (4)	10 (3)	6 (1)
0	2 (1)	5 (2)
1 (1)	3 (1)	2 (1)
2	9	5
9 (5)	24 (5)	18 (4)

※1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※2 過年度分は合計値

(2) 調査によって新たに把握された体罰事案の概要

ア 県立学校

NO	職	校種	申告者	内容	負傷
1	教諭	高校	生徒	体育祭の予行練習中、整列に遅れた生徒を指導する際、当該生徒の頭部をこぶしでたたいた。	なし
2	教諭	高校	生徒	授業中、ノートを持参し忘れた生徒を指導する際、当該生徒の頭部をノートでたたいた。	なし
3	教諭	高校	生徒	授業中、スマートフォンを触っていた生徒を指導する際、当該生徒に消しゴムを投げ、頬に当たった。	擦り傷
4	教諭	高校	生徒	授業中、私語を繰り返す生徒を指導する際、当該生徒の頭部をたたいた。	なし
5	教諭	高校	本人	授業中、別室に勝手に入り鍵をかけた生徒を注意したところ、物を投げたため、当該生徒の後頭部をたたいた。	なし

イ 市町村立学校

本調査によって新たに把握された体罰事案はなかった。

(3) 体罰事案の発生状況の考察と評価

ア 事案の発生件数

- (ア) 県立学校 : 前年度 9 件が 5 件に減少した。
- (イ) 市町村立学校 : 前年度 15 件が 4 件に減少した。
- (ウ) 総合計 : 前年度 24 件が 9 件に減少した。

イ 場面別

- (ア) 県立学校 : 授業中における発生件数が前年度の 5 件から 4 件に、部活動中における発生件数が 2 件から 0 件に、昼休み・放課後等における発生件数が 2 件から 0 件に減少した。一方、特別活動中における発生件数が 0 件から 1 件に増加した。
- (イ) 市町村立学校 : 授業中における発生件数が前年度の 5 件から 2 件に、特別活動中における発生件数が 3 件から 0 件に、昼休み・放課後等における発生件数が 7 件から 2 件に減少した。また、部活動中における発生件数は前年度と同じ 0 件であった。

ウ 考察と評価

令和元年度は、体罰の県内総合計件数が前年度の 24 件から 9 件に減少し、本調査によって新たに把握された体罰事案は前年度と同じ 5 件であった。教職員等の意識改革は一定の成果をあげているものと考えられるが、管理職への報告の徹底も含め、今後も継続的な取組が必要である。

4 今後の対応

体罰の根絶に向け「体罰防止ガイドライン」に示された体罰の考え方や、体罰を起こさせない指導体制の確立などについて、引き続き「校内研修ツール」などを活用した計画的な研修を実施することで、教職員等の意識改革の徹底を図る。

併せて、体罰が発生した際には、速やかに学校から教育委員会に報告するよう指導していく。

Ⅶ 「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめ（報告）について

1 「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」の概要

(1) 目的

インクルーシブ教育の進展を踏まえた中で、今後の特別支援教育のあり方について、専門技術的な視点から現状と課題を整理するとともに、神奈川県における特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的とする。

(2) 検討事項

ア 神奈川県の特特別支援教育の現状把握と課題の整理に関すること

イ 神奈川県の特特別支援教育の方向性に関すること

- ・ 特別支援学校の整備のあり方について
- ・ 医療的ケアのあり方について
- ・ 特別支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について

ウ その他、必要とされること

(3) 構成員

学識経験者（2名）、医療関係者（1名）、福祉関係者（1名）、特別支援学校PTA（2名）、県立特別支援学校長（2名）、県立高等学校長（1名）、市町村教育委員会（5名）、県教育委員会（2名）の計16名

(4) 設置期間

平成30年8月から令和2年3月まで

(5) 会議の開催

第1回	平成30年 8月27日	・神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会設置要綱について ・検討日程について ・検討内容について
第2回	平成30年 12月17日	・検討会の進め方について ・これまでの検討会の意見の整理について ・特別支援教育の現状と課題について
第3回	平成31年	・中間まとめ（案）について

	2月8日	
第4回	令和元年 5月30日	・中間まとめを踏まえた今後の検討の方向性について
第5回	令和元年 9月20日	・最終まとめに向けて
第6回	令和2年 1月30日	・最終まとめの方向性について
第7回	令和2年 3月26日	・最終まとめ（案）について

2 最終まとめ（報告）の概要

特別支援教育に関する県教育委員会の取組や本県の特別支援教育の現状および課題が整理されるとともに、神奈川県における今後の特別支援教育のあり方についてとりまとめられた。

(1) インクルーシブ教育推進を踏まえた今後の特別支援教育の基本的な考え方

- 共生社会の実現を図っていくためには、子どもの時から、居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが望まれる。
- 今後、インクルーシブ教育の進展が図られる中で、特別支援教育や特別支援学校がもつ意義や役割も、社会の変化とともに変わっていくものと考えられる。
- 特別支援教育やその学びの場の整備については、その時々々の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化に的確に対応した「あり方」を常に検討していくことが重要と考える。こうした観点を踏まえた中で、共生社会の実現を見通した、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考えを次のとおり整理した。
 - ・ 神奈川県では、インクルーシブ教育の推進に向け、相互理解を大切にしながら、すべての児童・生徒等ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組むとともに、各学びの場の教育環境や児童・生徒等への支援の充実に努めてきた。
 - ・ 今後も、共生社会をめざすインクルーシブ教育の推進のため、それぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性を明確にし、児童・生徒等一人ひとりの多様かつ個別のニーズに合わせた教育を実現していくため、県と市町村が、それぞれの地域で課題等を共有して取り組んでいく必要がある。

- ・ そのためには、教育・医療・福祉・労働等の関係機関のつながりが大切であり、県と市町村が、それぞれの地域で、その役割や状況を踏まえて連携し、必要な支援が適切に行われるよう、切れ目ない連続性のある支援体制を構築していくことが求められる。

(2) 今後の方向性

ア 特別支援学校の整備のあり方

- 小・中学校、高等学校等、地域への支援機能の充実
 - ・ 小・中学校、高等学校等における特別支援教育の専門性の向上を図るため、地域における特別支援教育のセンターとしての支援機能を一層充実させることが望まれる。
 - ・ そのためには、大学や関係機関と連携した研究・研修の充実が求められる。
 - ・ また、地域コミュニティにおける特別支援学校の役割を明確にし、障がいのある児童・生徒等がそれぞれの学校で学べるような共生社会の実現に向けた体制等について、県と市町村が協働して検討していくことが必要である。
- 県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備
 - ・ 市町村のニーズを踏まえ、できるだけ居住地に近い学校づくりを、県と市町村が積極的に連携、協力して検討していくことが望まれる。
 - ・ その際、地域とのつながりを考慮し、地域の教育資源を活かしながら特別支援教育の専門性を発揮できるよう、設置場所や設置方法、通学区域等を検討していくことが必要である。
 - ・ 併せて、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の機能の充実も求められる。
- 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実
 - ・ 特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の教育的ニーズに応えていくため、安全面、衛生面、障がいの重度・重複化、多様化への対応や、時代の流れに適応した教育内容の充実を図るための施設の改修等が望まれる。
 - ・ 既設校の「養護学校」という校名について、特別支援学校としての教育内容や支援機能の一層の充実が求められているこ

とを踏まえ、検討していくことが必要である。

- 人口増加に伴う地域的課題への対応
 - ・ 今後の人口増加が見込まれる地域について、県全体で過大規模化・過密化を解消していくことを視野に入れ、各市町村との連携のもと、特別支援学校を適切に配置していくことが必要である。
 - ・ その際、既に設置されている特別支援学校の状況や、その地域における児童・生徒等数の現状と将来的な推移等を踏まえながら、地域ごとに整備の方向性を明確にすることが望まれる。
- 分教室のあり方に関する整理
 - ・ 県立高校におけるインクルーシブ教育実践推進校の拡充や通級による指導の実施等、多様な学びの場の整備が進められている状況を踏まえながら、これまでの成果と課題を明確にした上で、そのあり方を検討していくことが望まれる。

イ 医療的ケアのあり方

- 特別支援学校における医療的ケアへの対応
 - ・ 高度な医療的ケアを含めた、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加に対応するため、看護師や医師の配置、職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携等の実施体制の改善に向けた検討が望まれる。
 - ・ 併せて、通学支援について、安全面に十分に配慮した専門的な見地からの検討が望まれる。
- 小・中学校等における医療的ケアへの対応
 - ・ 各市町村が主体となって必要な体制整備を推進していくことが望まれる。
 - ・ 県は、引き続き、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」により、支援を充実させていくことが必要である。
- 医療的ケアの内容が高度化・複雑化することへの支援体制の充実
 - ・ 今後の医療的ケアの対応は、学校だけで取り組むことは難しく、医療機関や福祉機関とのより一層の連携・協力が望まれる。
 - ・ 今後は、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の教育的ニ

ーズを踏まえ、医療的ケアの実施上の課題に対応するため、地域で取り組まれている事業等との関連付けや活用をこれまで以上に図りながら、よりよい体制等について検討していく必要がある。

ウ 県と市町村の役割分担のあり方

○ 各学びの場の教育環境や支援の充実

- ・ すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つことができる教育環境の整備に取り組むために、市町村は、より一層小・中学校等と特別支援学校との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成する等、小・中学校等における特別支援教育の充実を図ることが望まれる。
- ・ 県においては、特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の学びのニーズに応じていくため、専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの状況に適した進路選択ができるような高校教育段階の多様な学びの場の充実を図っていくことが望まれる。
- ・ 併せて、専門的見地からの市町村への支援が求められる。

○ 就学相談・支援の充実

- ・ 県と市町村がそれぞれ連携・協働し、適切な就学相談・支援を進めていくことが求められる。
- ・ 市町村においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒一人ひとりの適切な就学先を決定していくための手続きの流れや内容、教育的ニーズに応じた学びの環境等について、本人、保護者に必要な情報を提供し、合意形成を図ることが望まれる。
- ・ 県には、市町村において円滑な合意形成、適切な就学先決定ができるよう、必要な支援をしていくことが求められる。
- ・ 就学後も、児童・生徒等の教育的ニーズの変化等に適切に対応するため、県と市町村で連携し、継続的かつ柔軟な教育相談・支援を行うための仕組みを検討していくことが必要である。

○ 交流及び共同学習の充実

- ・ 各学校では、様々な形態や内容の交流及び共同学習を工夫して実施し、児童・生徒の相互理解を促進していくことが期

待される。

- ・ 県と市町村は、取組みが効果的に行われるよう、交流及び共同学習の実施校への支援を積極的に行うことが望まれる。

○ 切れ目ない支援体制の構築

- ・ 就学前から卒業後まで、安心して地域で学び、生活できるよう教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、個別の支援計画等を効果的に活用し、情報共有を図りながら、連続性のある支援が適切に行われることが望まれる。
- ・ そのために、県も市町村も、関係部局や関係機関との連携、調整に努め、情報共有を図りながら、切れ目ない支援体制の構築を図っていくことが必要である。

3 今後の予定

最終まとめ（報告）を踏まえ、インクルーシブ教育の進展を踏まえた特別支援教育の充実を図るため、市町村や関係機関等と連携しながら、引き続き協議をすすめていく。